

○犬山市受動喫煙防止対策事業補助金交付要綱

令和3年1月5日要綱第1号

犬山市受動喫煙防止対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、受動喫煙の防止を推進するため、事業主が実施する喫煙専用室等の設置等に要する経費について交付する犬山市受動喫煙防止対策事業補助金（以下「補助金」という。）について、犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 市内に事業所を有する者

(2) 次に掲げる助成金のいずれかに係る交付額の確定通知を受けた者

ア 受動喫煙防止対策助成金交付要綱（平成23年9月16日付厚生労働省発基安0916第1号厚生労働事務次官通知別添）に基づく助成金

イ 公益財団法人全国生活衛生営業指導センターが実施する生衛業受動喫煙防止対策事業助成金

(3) 犬山市税条例（昭和29年条例第17号）第3条に規定する市税及び犬山市国民健康保険条例（昭和36年条例第19号）第7条に規定する国民健康保険税（以下「市税等」という。）の未納がない者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が交付額の確定通知を受けた前条第2号に掲げる助成金（以下「国等助成金」という。）に係る助成の対象となった経費とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額から国等助成金の交付額を除いた額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

2 補助金の交付は、1の事業所につき1回に限る。

（交付申請）

第5条 申請者は、国等助成金の交付額の確定通知の日から起算して6月以内に、犬山市受動喫煙防止対策事業補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 国等助成金に係る次に掲げる書類及びその添付書類の写し

ア 交付申請書

イ 受動喫煙防止対策に係る事業計画

ウ 交付決定通知書

エ 実績報告書

オ 事業結果概要報告書

カ 交付額確定通知書

（2） その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、犬山市受動喫煙防止対策事業補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

（請求）

第7条 前条の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに犬山市受動喫煙防止対策事業補助金交付請求書（様式第3）を市長に提出するものとする。

（処分の制限）

第8条 補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）は、市長の承認を受けずに、補助事業以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間を経過した場合は、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定による取得財産等の処分があったときは、交付決定者に対し、当該処分による収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和7年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに行われた第5条の申請に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。

様式第1 (第5条関係)

犬山市受動喫煙防止対策事業補助金交付申請書

年 月 日

犬山市長 様

所在地 _____

法人又は事業者名 _____

代表者氏名 _____

電話 (_____) _____

犬山市受動喫煙防止対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

また、補助金交付の審査のため、市税及び国民健康保険税の納付状況を犬山市長が調査することに同意します。

記

受動喫煙防止対策を実施する事業場の名称		
交付額の確定通知を受けた国等助成金の区分		<input type="checkbox"/> 受動喫煙防止対策助成金 (厚生労働省) <input type="checkbox"/> 生衛業受動喫煙防止対策事業助成金 (公益財団法人全国生活衛生営業指導センター)
国等助成金で認定された助成対象経費の額 (A)	国等助成金の交付額 (B)	交付申請額 (A) - (B) × 1/2 の額 ※上限 100,000 円
円	円	円

<p>【添付書類】 (1) 国等助成金に係る次に掲げる書類の写し (添付書類を含む。)</p> <p>ア 交付申請書</p> <p>イ 受動喫煙防止対策に係る事業計画</p> <p>ウ 交付決定通知書</p> <p>エ 実績報告書</p> <p>オ 事業結果概要報告書</p> <p>カ 交付額確定通知書</p> <p>(2) その他市長が必要と認める書類</p>

<p>※市記入欄 (この枠内は記入しないでください。)</p> <p>【市税の納付状況】 <input type="checkbox"/> 滞納なし <input type="checkbox"/> 滞納あり</p>

様式第2（第6条関係）

犬山市受動喫煙防止対策事業補助金交付決定通知書

犬山市指令第 年 月 日 号

様

犬山市長 ㊟

年 月 日付で申請のあった犬山市受動喫煙防止対策事業補助金について、下記の金額を交付することに決定しましたので、犬山市受動喫煙防止対策事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 _____ 円

様式第3 (第7条関係)

犬山市受動喫煙防止対策事業補助金交付請求書

年 月 日

犬山市長 様

所在地 _____

法人又は事業者名 _____

代表者氏名 _____ ㊞

犬山市受動喫煙防止対策事業補助金について、下記のとおり請求します。

請求金額	金 円
補助事業名	年度犬山市受動喫煙防止対策事業補助金
交付指令年月日等	年 月 日 犬山市指令第 号

振込先金融機関	金融機関名	銀行 本店 金庫 支店 農協 支所
	預金種別	普通 ・ 当座 (該当を○で囲む)
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	